

学校法人に対する個人からの寄附に係る所得税の税額控除制度を  
適用するための証明に係る申請手続きに関するQ&A（追補）

寄附者の要件（3000円以上×年平均100人）について

Q1. 匿名の寄附者を「年間100人以上」にカウントしてもよいか。匿名者を除けば100人に満たない場合は、寄附者の要件を満たすことができないのか。

A. <要件1>の判定に用いる寄附者は、寄附者の氏名・名称、住所・所在地が明らかなものに限ります（租税特別措置法施行令第26条の28の2第3項及び同規則第19条の10の4第9項）。従って、匿名の寄附者についてはカウントすることができませんので、匿名の寄附者を除いた寄附者により年平均100人以上となるように寄附者名簿を作成してください。

Q2. 法人の役員や他の寄附者と「生計を一にする者」かどうかはどのように判断するのか。学校法人が把握していない場合、寄附者に問い合わせるなどして確認することが必要か。

A. 「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱われます（「所得税基本通達2-47」より）。

ある寄附者と「生計を一にする者」かどうか不明な者を含めて寄附者の基準を満たそうとする場合は、寄附者本人に問い合わせるなどして確認してください。

Q3. 「年平均100人以上」のカウントから除外される「法人の役員」には、評議員選出の役員は含まれないか。

A. 学校法人の評議員は通常は学校法人の役員とは見なされないため、3000円以上寄附した場合には、「年平均100人以上」の寄附者としてカウントすることができますが、評議員の中から役員として選出された者については、学校法人の役員として当該寄附者のカウントから除外することが必要です。

Q4. 大学の研究者が科学研究費補助金で購入した設備は、原則として直ちに大学に寄附することとなっているが、これらの現物寄附も、その評価額が3000円以上であれば寄附者の要件を満たすものとしてカウントすることができるか。

A. 大学の研究者が科学研究費補助金（以下、「科研費」）により設備等を購入した場合には、原則として直ちに当該設備等を研究者が所属する研究機関に寄附することが法令上求められています（科学研究費補助金取扱規程第18条）。

この現物寄附は、研究者の所属する研究機関において、科研費により購入した設備等の管理を行うために法令上大学への寄附が義務づけられているものであり、研究者が所属研究機関を変更した場合には、設備等の返還が義務づけられていることを勘案すると、税額控除制度の要件としての寄附とは異なると考えられます。このため、このような現物寄附が1人あたり3000円以上の価額である場合であっても、寄附者数のカウントには含めることはできません。

Q5. 任意団体である「同窓会」や「父母会」が同窓生や父兄からの寄附を一括して法人に寄附する場合、1人とカウントするべきか、構成員ごとにカウントするべきか。

A. 任意団体である同窓会や父母会等が複数の寄附者からの寄附をまとめて学校法人に寄附した場合、代表者の名義の寄附については、代表者を1人とカウントすることができます。また、同窓会や父母会等に寄附をした個々の寄附者の氏名、住所、寄附年月日及び寄附金額が確認できる場合には、個々の寄附者ごとに1人としてカウントすることが可能です。この場合、「寄附者名簿」には同窓会や父母会ではなく、個々の寄附者の氏名を記載してください。

公益法人やNPO法人等の法人である同窓会や父母会等が複数の寄附者からの寄附をまとめて学校法人に寄附した場合、寄附者は当該法人1人（1法人）としてカウントしてください。

Q6. 新入生や保護者から入学後に任意で寄附をもらっているが、これは「入学時寄附」として「年平均100人以上」の条件から除外しなければいけないのか。

A. 税額控除対象法人の判定のための寄附金から除外される「入学時寄附」の考え方は、寄附金控除の対象となる特定寄付金から除かれる「入学時寄附」（所得税法第78条第2項）と同じ、すなわち、入学と相当の因果関係のある寄附金を指します。

この場合、原則として、入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納付した寄附金は、「入学と相当の因果関係のある寄附金」と取扱われます。ただし、入学決定後に募集の開始があったもので、新生以外の方と同一の条件で募集される部分については、寄附金としてカウントすることができます。

「入学時寄附金」の考え方の詳細については、「新生またはその保護者が学校法人に対して任意に支出する寄附金について（通知）」（平成10年4月16日付け文高行第367号高等教育局私学部長通知）等を参照してください。寄附者名簿を確認される際に、入学時期に寄付者が集中している場合には御留意いただくことなどが必要です。

**Q7. 教職員は「年平均100人以上」にカウントしてもよいか。**

- A. 教職員が学校法人に寄附を行った場合も、「年平均100人以上」の人数にカウントすることができます。ただし、その教職員が学校法人の役員であったり、他の寄附者と生計を一にする場合にはカウントできません。

**Q8. 同一の法人や個人から異なる目的で受領した複数の寄附について、その寄附の目的ごとに複数件とカウントすべきか、それとも、1件とカウントすべきか。**

- A. 同じ事業年度内に同一の法人や個人から複数回に分けて寄附金を受け取った場合は、それぞれの目的や充当する基金が異なる場合であっても、まとめて1件としてカウントしてください。

同一の法人や個人からの複数回の寄附が複数の事業年度がまたがる場合には、それぞれの事業年度ごとに1件ずつカウントすることができます。

**寄附者の要件（寄附金額が総収入金額の20%以上）について**

**Q9. <要件2>の基準における「国等からの補助金」には、私立大学経常費補助金等の私学事業団を通じた間接補助金は含まれるのか。また、特別補助（直接補助）は含まれるのか。**

- A. 「国等からの補助金」の「国等」には日本私立学校振興・共済事業団は含まれていません。これは、日本私立学校振興・共済事業団を通じた間接の補助金についても同様であるため、私学事業団を通じて交付された私学助成を「国等からの補助金」に含めることはできません。

## 情報公開の要件について

Q10. 閲覧請求に供すべき書類のうち、事業年度ごとに作成されるもの（財務書類等）については、当該事業年度の書類のみ用意すればよいのか。また、いつまでに閲覧に供する必要があるか。

A. 閲覧請求に供すべき書類のうち、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書、寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類、受入れた寄附者の氏名・寄附金額・受領年月日（役員等からの 20 万円以上の寄附金に限る）、支出した寄附金の額・相手先・支出年月日については、直近の事業年度の書類のみを閲覧に供すれば足够了。

これらの書類は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に作成し、閲覧に供することができる状態にしてください。

Q11. 役員・職員給与規程は、非常勤職員についても作成し閲覧に供する必要があるのか。

A. 税額控除の証明を受けた学校法人が作成している役員・職員給与規程は、閲覧請求があれば、原則として全て公開する必要があります。

Q12. 役員と特殊の関係にある者から 20 万円以上の寄附を受け入れたが、その者が匿名を希望している場合、閲覧に供すべき寄附者名簿から除外することは可能か。

A. 「新しい公共」の担い手として、運営の透明性が確保されていることを要件としている本制度の趣旨に鑑みれば、税額控除の証明を受けた学校法人の役員、役員と親族関係を有する者及び役員と特殊の関係にある者から年間 20 万円以上の寄附金を受け取った場合には、該当する全ての寄附者の氏名・寄附金額・受領年月日が書かれた書類を閲覧に供することが必要です。

（したがって、上記の要件に該当する者から寄附を受け入れる場合には、あらかじめ、制度の趣旨や氏名等を閲覧に供することがあり得ることを説明しておくことなどが必要と考えられます。）

Q13. 支出した寄附金額・相手先・支出年月日は、学校法人が支出した寄附金全てについて閲覧に供しなければいけないのか。他の法人に対する寄附や赤い羽根募金等の寄附も公開の対象に含まれるのか。

- A. 税額控除の証明を受けた学校法人から他の法人や個人へ支出した寄附金額・相手先・支出年月日は、直近の事業年度のもの全てについて、閲覧に供しなければいけません。寄附の支出先が慈善活動等を行う法人であっても同様です。なお、支出寄附金の定義は、学校法人会計上「寄附金」として計上される支出を原則とします。

#### 実績判定期間について

Q14. 学校法人が法人分割により2法人となった場合、実績判定期間には分割前の法人の事業年度も含めることは可能か。

- A. 学校法人が法人分割により2法人となった場合、旧学校法人の法人格を承継した新学校法人は、旧学校法人の事業年度もあわせて実績判定期間として申請することができます。分割により新たに設立された新学校法人については、当該新学校法人の設立の日以降の事業年度の中から実績判定期間を計算します。（新設の学校法人の扱いと同様に特例が認められ、実績判定期間が2年未満、もしくは5年未満であっても、設立の日から直前の事業年度までを実績判定期間として構いません。）

Q15. 準学校法人から学校法人への変更認可を受けた法人の場合、実績判定期間には準学校法人の事業年度も含めることは可能か。

- A. 準学校法人から学校法人への変更認可を受けた場合、実績判定期間は新しく設置された学校法人の設立日以降の事業年度の中から実績判定期間を計算します。（Q14参照）

#### 所轄庁への申請書類について

Q16. 税額控除の証明の申請書に添付する「寄附者名簿」について、年間100人以上の寄附者がいる場合には、学校法人が任意に選んだ100人寄附者名簿を提出することで足りるのか。

- A. <要件1>により申請を行う場合、所轄庁への申請書に添付する「寄附者名簿」については、実績判定期間の3000円以上の寄附者が年平均100人以上であれば、これを超える寄附者の名簿を提出する必要はありません。

ただし、税額控除の対象となる旨の証明を受けた学校法人が別途作成し、事務所に備え置くことが求められている「寄附者名簿」については、全ての寄附者（法人・個人、現物・現金寄附者）が含まれる名簿を作成する必要があります。

＜要件2＞により申請を行う場合は、全ての寄附者が含まれる名簿を所轄庁に提出してください。

**Q17. 申請の際に提出するかがみ文書の設立登記日について、過去に法人名の変更や合併、準学校法人から学校法人への移行等が行われた場合、どの時点の登記日を記入すればよいか。**

A. 申請文書に記載する設立登記年月日は、申請する学校法人の法人格が登記された日を記載してください。すなわち、法人が合併したり、準学校法人から学校法人へ移行した場合には、合併や移行の登記を行った日となります。法人の名称を変更した場合は、旧名称の法人の設立登記日となります。

**Q18. 申請の際に提出するかがみ文書に、法人印を押印する必要があるのか。**

A. 申請文書は公文書になりますので、押印が必要となります（別添「税額控除に係る証明申請書」参照）。

#### **税額控除対象法人の証明書について**

**Q19. 平成23年中に税額控除対象法人の証明を受けた場合、証明書の発行日付は平成23年1月1日になるのか。5年間の有効期限が切れるのは平成27年12月31日になるのか。**

A. 平成23年中に税額控除の対象である旨の証明を受けた学校法人に対する個人からの寄附は、平成23年1月1日からの寄附に遡って税額控除を適用することができますが、税額控除対象法人の証明書の発行日付は証明を受けた日となります。その有効期限が切れる日は証明書の発行日付から5年後になります。

**Q20. 税額控除の対象である旨の証明を受けた場合は、これまで寄附者に交付していた「特定公益増進法人」の証明書の写しは発行しなくてよいのか。**

A. 税額控除の対象である旨の証明を受けた学校法人に対して寄附をした個人は、確定申告の際、自らの選択によって税額控除または所得控除の適用を申告することができます。このため、学校法人は税額控除対象法人の証明書の写しに加えて、特定公益増進法人の証明書の写しを寄附者に交付する必要があります。

### 寄附者に交付する受領書について

Q21. 学校法人から寄附者に対し交付する受領書には、寄附者の氏名及び住所を記載する必要があるのか。(現行の特定公益増進法人寄附の受領書には住所を記入することは求められていないのではないか。)

A. 税額控除の対象である旨の証明を受けた学校法人が寄附者に対し交付する受領書には、寄附者の氏名及び住所を記載する必要があります(租税特別措置法施行規則第19条の10の4第10項)。

なお、現行の特定公益増進法人が寄附者に対し交付する受領書には住所を記載することが法令上求められていない(所得税法施行規則第47条の2第3項第1号イ)ことから、平成23年中、税額控除対象法人の証明日以前に受け入れた寄附金の寄附者へ手交した受領書には住所が記載されていない場合があります。この場合、寄附者本人が受領書に住所を記入することにより、税額控除の適用申告のための受領書として税務署に提出して差し支えありません。

### 都道府県の対応

#### 【税額控除対象法人の証明を受けたことの周知】

Q22. 学校法人に対し、税額控除の対象となる旨の証明を行った場合、所轄庁はその法人の名称を財務省・文部科学省・税務当局等に報告することが必要か。また、当該法人のリストを公表することが必要か。

A. 都道府県所轄の学校法人に対し、税額控除の対象となる旨の証明を行った場合、所轄庁は当該法人の名称等を国税庁や文部科学省に対し報告することは必要ありません。ただし、税額控除の対象法人を寄附者が確認できるよう、所轄庁がホームページ等で証明を受けた法人のリストを公表することが望ましいと考えられます。

### 寄附者の要件(3000円以上×年平均100人)について(追補)

Q23. 複数の寄附者が学校法人に対してまとめて現物寄附をした場合、個々の寄附者の氏名や住所等必要事項が分かれば、それぞれ1人としてカウントできるか。例えば、現物寄附の時価を寄附者の人数で割り、1人あたりの寄附金額が3000円以上であり、個々の寄附者の氏名等が分かれば、カウントできるか。

A. 個々の寄附者の氏名、住所、寄附年月日及び寄附金額又は支出した現物寄附の内訳等の必要事項が確認できる場合には、その個々の現物寄附の評価額が3000円以上であるものに限り、個々の寄附者を1人とカウントして差し支え

ありません。この場合、「寄附者名簿」には同窓会や父母会ではなく、個々の寄附者の氏名を記載してください。しかし、現物寄附の時価を寄附者の人数で頭割りし、1人当たりの平均寄附金額が3000円以上であるという考え方をもちて人数分カウントすることはできません。3000円未満の寄附者についても、税額控除制度の適用対象とすることになり、制度の趣旨に反するからです。なお、Q5.ですすでに述べているように、これは任意団体において当てはまることであり、公益法人やNPO法人等の法人である同窓会や父母会等が複数の寄附者からの寄附をまとめて学校法人に対して現物寄附した場合、寄附者は当該法人1人（1法人）としてカウントすることになるので、御留意ください。

**Q24. 租税特別措置法施行規則第19条の10の4第1項第3号に定める「社員及び役員と親族関係を有する者（当該役員の配偶者及び三親等以内の親族をいう。）」とは具体的にどの親族を指すのか。**

A. 親族関係を有する者とは、本規定においては、当該役員の配偶者及び三親等以内の血族及び姻族を指します。したがって、役員、役員の配偶者、役員の両親、役員の祖父母、役員の曾祖父母、役員の子（子の配偶者を含みます。）、役員の孫（孫の配偶者を含みます。）、役員の曾孫（曾孫の配偶者を含みます。）、役員の兄弟姉妹（兄弟姉妹の配偶者を含みます。）、役員の伯父（叔父）伯母（叔母）、役員の甥姪は租税特別措置法施行規則第19条の10の4第1項第3号の社員の数には含めません。

#### 所轄庁への申請書類について（追補）

**Q25. 個人が学校法人に対し、一年間に複数回寄附した場合、寄附者名簿には寄附した回数分それぞれ別に記載すべきか、それとも合算して一回分として記載すべきか。また、その際、受領年月日はどのように記載すべきか。**

A. 合算して一回分として記載してください。その際、受領年月日が古いものから順に合算した累計が初めて3000円を超えた寄附金を受領した年月日を受領年月日として記載してください。

寄附金の振り込みと寄附者名簿作成システムが連動している関係上、合算ができない学校法人もあるようですが、その場合には、寄附者名簿作成時に分かるように備考欄に記載してください。

**Q26. 私学事業団からの受配者指定寄附も1件とカウントして差し支えないか。**

A. 私学事業団を經由し学校法人が寄附金を受け取る、いわゆる「受配者指定寄附」は、寄附者から私学事業団に対し寄附が支出され、この寄附金を私学事業団が学校法人に配布するものですので、学校法人に対する寄附者は私学事業団となり、1件とカウントできないことにご注意下さい。

Q27. 銀行から学校法人の口座に振り込む形式で寄附を募っているが、受領日は銀行の振込み日として差し支えないか。

A. 実際に振り込まれた日をもって受領年月日として差し支えありません。

Q28. 法人から学校法人に対して寄附があった場合、寄附者名簿には、法人名だけでなく個人名も記載すべきか。

A. 基本的には、寄附者名簿には法人名のみ記載すれば足りませんが、代表者名等個人名を記載していただいてもかまいません。なお、1事業年度内に同じ法人から複数の寄附がなされる場合には、合算して1回分としてカウントします。

#### 情報公開について

Q29. 閲覧に供する必要がある書類や情報公開請求の対象書類を提供するのに際して、個人情報保護等を目的に、閲覧や情報公開の請求者に対してIDの提示等を求める手続きを内部規定として定めることは問題ないか。

A. 特段問題はありません。税額控除の要件を満たすために租税特別措置法施行令上、閲覧に供しなければならない書類については、適切に対応することが必要ですが、正当な理由がある場合を逸脱しない範囲内で、適切な情報管理のための手続きを内部規定として定めることは問題ありません。

Q30. 租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号ロの「正当な理由がある場合」とは具体的にどのような場合を想定しているか。

A. 個別具体的な判断が必要になりますが、例えば、法令上定められた書類を閲覧に供するよう請求した者が、その情報を不法・不正に利用することが明らかなる場合や、公開すべきでない個人情報が含まれる場合等が考えられます。

#### 所轄庁への申請書類について（追補2）

**Q31. 特定公益増進法人の証明を受けていないと申請できないのか。**

A. 租税特別措置法第41条18の3に定めるとおり、特定公益増進法人の証明は、税額控除対象法人の証明を受けるための要件であるため、税額控除対象法人の証明申請の前に、特定公益増進法人の証明申請を行ってください。

**Q32. 税額控除対象法人である旨の証明を受けるには、特定公益増進法人の証明も受けている必要があるとのことだが、実績判定期間はすべて、特定公益増進法人である必要があるのか。**

A. 申請する段階で特定公益増進法人の証明を受けている必要があり、実績判定期間のすべてが特定公益増進法人の証明期間と重複している必要はありません。税額控除対象法人の証明を受けるための申請を行う時点において、特定公益増進法人の証明を受けていない場合には、特定公益増進法人の申請に必要な手続きを先に進めましょう。その際、所轄庁での証明書発行手続きに必要な期間にも十分留意してください。

**Q33. 寄附金を奨学金として使用したいが、別途事務手続きは必要か。**

A. 学校法人に対して支出された寄附金の使途・目的については、所得税法第78条第2項第3号に規定する「教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金」として使用されれば問題なく、御質問のように奨学金の用に供しても問題ありません。また、そのための別の事務手続きも特段必要ありません。

**Q34. 学校法人本部の寄附金担当部署ではなく、大学の窓口で寄附金を受け取ってしまったが、問題ないか。**

A. 学校法人の会計で寄附金収入として整理されていれば、学校法人本部で受領していても、学校の窓口で受領していても、問題ありません。

**Q35. 申請に際して、最低限確認すべき事項を教えてください。**

A. 公的な証明書の発行を申請するわけですから、各学校法人におかれましては、法律、手引きなどを参照して十分な準備と確認を行った上で申請していただきたいと思います。最低限の確認事項として、セルフチェックリストを作成し、文部科学省のホームページに他の参考資料とともに掲載しています。ぜひ御活用ください。

**Q36. 法人本部の場所や設置する学校の変更等により所轄庁が変更するのだが、必要な手続きはどのように進めたらよいか。**

A. 法人本部の場所や設置する学校の変更等により所轄庁が変更する場合には、

証明書も新しい所轄庁から再度発行し直す必要があります。現在の所轄庁と変更先の所轄庁と連絡をとり、所轄庁の変更の日にあわせて証明書を新規発行できるように、早めに相談や手続を進めるようにしてください。

**Q37. 準学校法人は税額控除対象法人の証明を受けられるのか。**

A. 特定公益増進法人の証明を受けていて、かつ、税額控除対象法人の証明を受けるための要件を満たしていれば、準学校法人も税額控除対象法人の証明を受けることができます。

**Q38. 実績判定期間が2年間という特例が適用されるのはいつまでか。**

A. 実績判定期間が2年間となるのは、平成25年12月末までの申請に限りませんが、具体的な申請期限や手続については、各所轄庁にお問い合わせください。平成26年1月以降に申請される場合には、5年間の実績判定期間が必要となりますので御留意ください。

**Q39. 学校法人の役員は、寄附者名簿の寄附者数に含めてカウントすることができないが、役員が寄附をした場合には、カウントの対象に含めなければ、他の寄附者と同様に証明書の写しを手交して、所得控除もしくは税額控除の税制優遇を受けても問題ないのか。また、現物で寄附を受けた場合は、時価による価格で寄附者をカウントに入れることが可能だが、現物寄附をした人についてはどうか。**

A. 当該学校法人が、税額控除対象法人の証明を受けていれば、寄附を受けた方にはすべからず証明書の写しを手交して、税制優遇を受けていただくことができます。御質問の場合は、どちらとも問題ありません。